

麻しんに関する特定感染症予防指針について(概要)

「麻しんに関する特定感染症予防指針」は、麻しんについて原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等に係る総合的な対策を示すため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第11条第1項)」及び「予防接種法(第20条第1項)」の規定に基づき定められている。

本指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされており、平成19年に策定してから5年経過するため、再検討を行う必要がある。

麻しんに関する特定感染症予防指針

平成19年12月28日 厚生労働省告示第442号

- 第一 目標
- 第二 原因の究明
- 第三 発生の予防及びまん延の防止
- 第四 医療の提供
- 第五 研究開発の推進
- 第六 国際的な連携
- 第七 評価及び推進体制の確立